重要事項説明書（居宅介護支援サービス）2026年5月31日改定

この居宅介護支援サービス重要事項説明書は、医療法人　喬成会が開設するホットライン２１居宅介護支援事業所（以下、「本事業所」とします）が、ご利用者に居宅サービス提供するにあたり、ご利用者やそのご家族等に対し、医療法人　喬成会及び本事業所の運営規程の概要や勤務体制等、ご利用者の居宅サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

第１条　事業者の概要

名　称　　医療法人　喬成会
所在地　　石狩市花川南７条５丁目２番地
代表者　　生駒　一憲　（理事長）
電　話　　０１３３－７３－５３１１

第２条　ご利用の事業所

名　称　　ホットライン２１居宅介護支援事業所
所在地　　石狩市花川南７条４丁目３７６番地１
管理者　　神坂　美佐緒
電　話　　０１３３－７２－１１２１
ＦＡＸ　　０１３３－７２－８０３１
指定事業所番号　　０１７７６００１８６

第３条　事業の目的と運営の方針

＜事業目的＞

在宅の要介護支援高齢者が可能な限り自立した日常生活を営めるよう支援します。

＜運営方針と確認事項＞

ご利用者の意向に沿った適切な保健医療サービス、および福祉サービスの総合的な調整を図ります。信頼関係に基づいた居宅サービスが提供されるように管理、指導します。

居宅サービス計画の作成にあたって、ご利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能です。

本サービス利用中に、ご利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合、ご利用者またはご家族等から、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えていただく必要があります。

第４条　従業者の職種・人数・職務内容

＜　2026 年　5 月　31 日現在＞

従業者の職種	常勤	非常勤	兼務の有無
管理者（介護福祉士）	1		有
介護福祉士	5	0	無
社会福祉士	1	0	無

第５条　営業時間

１．月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

２．上記以外の緊急連絡は携帯電話（ ０９０－８９０６－９５３６ ）でお受けします。

第６条　事業の実施地域

石狩市(浜益区を除く）、札幌市全区

第７条　苦情処理の体制及び手順

１．苦情処理に関して　　苦情相談窓口　　神坂　美佐緒

電話　　０１３３－７２－１１２１

２．ご利用者や事業者等から事情を把握し、必要に応じて法人内で協議し対応策を検討します。

３．他の苦情処理機関（北海道、市町村、国保連合会）への苦情申し立てに必要な援助を行い　ます。

石狩市高齢者支援課　　石狩市花川北６条１丁目 電話　０１３３－７２－６１２１
北海道保健福祉部　高齢者保健福祉課　　札幌市中央区北３条西６丁目 電話　０１１－２３１－４１１１
北海道国民健康保険団体連合会　　札幌市中央区南２条西１４丁目 電話　０１１－２３１－５１６１

第８条　事故発生時の対応の手順

本事業所はご利用者に対し、自ら提供した本サービスにより事故が発生した場合、次の基本手順に基づいた対応を実施します。なお、当該事故の状況・内容及び対応策については、本事業所が記録します。

１．ご利用者の安全の確保

２．事故発生の状況・内容確認

３．ご家族等・市町村への連絡、サービス事業者への報告

４．事故の解決に向けた対応、事故発生原因の解明、及び再発防止への措置

５．ご利用者・ご家族等への事故解決経過、結果の説明

６．サービス事業者、市町村等への最終報告

第９条　　虐待の防止について

本事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

１．虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者　　主任介護支援専門員（社会福祉士）　　髙木　俊樹

２．虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周　知徹底を図っています。

３．虐待防止のための指針を整備しています。

４．従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。本サービス提供　中に本事業所従業者又は擁護者（現に養護しているご家族・ご親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第１０条　身体拘束等の適正化

本事業所はご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わないことを徹底しています。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第１１条　個人情報の保護

1．本事業所は、ご利用者又はそのご家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護保険事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2．本事業所が得たご利用者又はご家族等の個人情報については、本事業所での居宅サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者又はご家族等にあらかじめ書面により同意を得ます。

第１２条　業務継続計画の策定等

1．本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2．本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3．本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第１３条　感染症予防及びまん延の防止のための措置

1．本事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

2．本事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

（1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６カ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（2）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修及び訓練を定期的に実施します。

第１４条　ハラスメント対策の強化

1．本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2．ご利用者またはそのご家族等による本事業所の従業者への身体的暴力・精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、当該従業者ないし本事業所がご利用者へのサービスを提供することができなくなり、契約の解除等を行う場合があります。

（1）身体的暴力とは、身体的な力を使って危害を及ぼす行為を、精神的暴力とは個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為をいいます。

（2）セクシャルハラスメントとは、意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせをいいます。

（3）カスタマーハラスメントとは、業務の適正より過度な要求等をいいます。

サービス内容説明書　（居宅介護支援）

令和　　年　　月　　日

本事業所がご利用者に提供するサービスの概要について説明します。
このサービスの提供にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすく説明をします。ご不明なことがございましたら担当介護支援専門員にご遠慮なく質問して下さい。
（担当介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯していますので、いつでもご確認ください。）

Ⅰ．提供するサービス

（１）被保険者証・負担割合証の確認

被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。負担の割合を確認します。

（２）重要事項説明書による説明・同意、契約の締結

重要事項説明書を交付して説明を行い、サービス開始について同意をいただき、契約の締結を行います。尚、重要事項等については、事業所内での「書面掲示」に加え、ウェブサイトへも掲載しています。

（３）アセスメントの実施

ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族等に面接してアセスメントを行います。

（４）居宅サービス計画原案の作成

主治医や入院中の担当医師等の意見と、アセスメントの結果に基づき、居宅サービス計画原案を作成します。

（５）サービス担当者会議及び居宅サービス計画の交付

ご利用者及びご家族等の参加を基本とし、サービス担当者会議を開催します。やむを得ない理由がある場合については照会等により意見を求めます。

居宅サービス計画の内容についてご利用者またはご家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、ご利用者及びサービス事業者に交付します。

（６）モニタリングの実施

毎月のモニタリングにあたっては、ご利用者のご自宅に訪問、もしくはテレビ電話その他の情報通信機器を活用し行いますが、少なくとも２月に１回はご利用者のご自宅を訪問します。

尚、以下の要件を満たす場合に限り、テレビ電話や情報通信機器を活用します。

ア．ご利用者の同意を得ていること。

イ．サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他関係　者の合意を得ていること。

- ご利用者の状態が安定していること。
- ご利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（ご家族等のサポートがある場合も含む）。
- 収集できない情報についてはサービス事業者との連携により情報を収集すること。

※テレビ電話や情報通信機器を活用したモニタリングのメリット・デメリットについて

①感染リスクを減らすことができます。

②音声が聞き取りにくいことや表情がわかりにくいことがあります。

③会話がスムーズになりにくいことがあります。

④遠方で暮らしているご家族等と一緒に参加できる場合があります。

⑤相談の途中で画面が遮断してしまう可能性があります。

（7）居宅サービス計画の変更の必要性について

新規に作成した場合、要介護認定の更新や区分変更を受けた場合、サービスの追加やサービスの終了した場合など、（3）から（5）までの業務を行います。

（8）給付管理票の作成・提出

毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

※　一部の福祉用具に係る貸与販売の選択制の導入について

ご利用者の過度な負担軽減に考慮、福祉用具の適時・適切な利用、ご利用者の安全性を確保　する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入します。

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除　く）、単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖を対象とします。

選択制の対象用具の提供に当たりまして、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、主治　医や専門職の意見、ご利用者の身体状況を踏まえ、メリット及びデメリットを説明し、提案します。

Ⅱ．担当介護支援専門員の変更

ご利用者は、何らかの正当な理由がある場合、いつでも担当介護支援専門員の変更を申し出ることができます。変更を拒む正当な理由がない限り、本事業所は変更の申し出に応じます。

本事業所は担当介護支援専門員が退職などの理由がある場合、事前にご利用者の了承を得ます。

Ⅲ．利用料

このサービスの利用料およびその他の費用は以下のとおりです。

（1）利用料

居宅介護支援費（Ⅰ）

・居宅介護支援費（ⅰ）（常勤換算方法で算定した員数で除して得た数が４５件未満の場合）

要介護　１・２　　１０，８６０円

要介護　３・４・５　　１４，１１０円

・居宅介護支援費（ⅱ）（常勤換算方法で算定した員数で除して得た数が４５以上６０件未満　の場合）

要介護　１・２　　５，４４０円

要介護　３・４・５　　７，０４０円

※特定事業所加算Ⅱ算定事業所につき、上記金額に４，２１０円が加算されます。

・特定事業所集中減算　　所定金額から２，０００円減算

正当な理由なく、居宅介護支援事業所において前６カ月間に作成した居宅サービス計画に位　置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が８０％を超えていること。

・初回加算　　３，０００円

ご自宅で暮らしている方が新規に居宅サービス計画書を作成した場合、介護状態が２段階以　上の変更があった場合、要支援から要介護になった場合。歴月で２カ月以上、居宅サービスのご利用がなかった場合。

・退院・退所加算

退院又は退所に当たって、病院等と面接を行いご利用者に関する情報の提供を得た上でケア　プランを作成し、居宅サービスなどの利用に関する調整を行った場合。

１回　　４，５００円（会議なし）　　６，０００円（会議あり）

２回　　６，０００円（会議なし）　　７，５００円（会議あり）
３回　　９，０００円（会議あり）

・入院時情報連携加算

病院又は診療所に入院する時に、当該病院又は診療所の職員に対して、ご利用者の必要な情　報提供を行った場合。

入院前、当日（営業時間外又は営業日以外は翌日）の情報提供　　２，５００円
翌日以上翌々日以内（営業時間外は４日目を含む）の情報提供　　２，０００円

・緊急時等居宅カンファレンス加算　２，０００円（月２回限度）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、　カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

・通院時情報連携加算　　５００円（月１回限度）

ご利用者が医師や歯科医師に診察を受ける際に同席し、医師や歯科医師にご利用者の必要な　情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

・業務継続計画未実施減算　　所定単位数の１．０％減算　（令和７年４月１日から適用）

・高齢者虐待防止措置未実施減算　　所定単位数の１．０％減算

・同一建物に居住するご利用者へのケアマネジメント　　所定単位数の９５％を算定

１月当たりのご利用者が同一の建物に２０人以上居する建物に居住するご利用者。

・介護職員等処遇改善加算　　２．１％

介護職員等処遇改善加算を除く加減算の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。

以上の料金につきましては要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納により、法廷代理受領が出来なくなった場合、１ヶ月毎にお支払いいただきます。その際、本事業所からサービス提供証明書を発行しますので、後日、市役所や区役所の担当窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

（２）運営基準減算

当事業所が別に厚生労働省が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、基本料金の５０％に相当する単位を基本料金から減算します。また、運営基準減算が２月以上継続している場合には、料金はいただきません。

（３）交通費

サービス提供の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、担当介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をお支払いいただきます。

・事業所から片道１０ｋｍ未満　　２００円
・事業所から片道１０ｋｍ以上　　３００円

（４）その他

記録の複写費用などいただく場合があります。

Ⅳ．本事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

Ⅴ．計画書等の交付

居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類が必要な場合、規定に基づき交付しますのでお申し出下さい。

Ⅵ．介護給付費の改定

厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

確 認 書

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所　　医療法人　喬成会　ホットライン２１居宅介護支援事業所
所在地　　石狩市花川南７条４丁目３７６番地１
説明者　　担当の介護支援専門員　氏名　　印

私は、重要事項説明書に基づいて、文書の交付に加え口頭により、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。その説明により居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であること、居宅サービス計画に位置付けた各サービスの利用割合及びその他の重要事項について理解し、その内容について同意のうえ、契約いたします。

ご利用者　　住所
　　氏名　　印

ご家族等　　住所
　　氏名　　印

代理人　　住所
　　氏名　　印

令和　８年　６月　１日
医療法人　喬成会

別　紙

① 前６カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（令和８年３月～令和８年８月　統計）

訪問介護	２５％
通所介護	３７％
地域密着型通所介護	８％
福祉用具貸与	７０％

② 前６カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	①石狩ふれあいほっと館	３６％
	②ＳＯＭＰＯケア石狩	２７％
	③たすけあいワーカーズエルサ	７％
通所介護	①石狩ふれあいほっと館	４５％
	②花川南デイサービスセンター	１２％
	③カラダラボ石狩花川	１０％
地域密着型通所介護	①らいふてらす石狩花川	３７％
	②デイサービスセンターばんなぐろ	２６％
	③サンサンイシカラ	７％
福祉用具貸与	①西出福祉サービス札幌	１７％
	②サンスイＡ＆Ｓ	１５％
	③はるのひ	１２％

以上